

告 示

埼玉県告示第千五百八号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千四百五十三号（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十八年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 都市計画決定権者の名称

吉川市

三 中止の理由

公述の申出がなかったため